飛天

公益社団法人設立　10 周年記念特集号

公益社団法人 日本文化財保護協会

埋蔵文化財調査技術者の倫理

1．宣　　言

公益社団法人日本文化財保護協会は埋蔵文化財の発掘調査を行う法人からなるわが国民間調査組織を代表する団体である。

埋蔵文化財はかけがえのない国民共有の財産であることから、その調査にあたっては考古学を基礎とした確かな技術力や高度な専門性とともに、調査の公正性、中立性といった高い倫理性が求められている。

このため、民間調査組織が埋蔵文化財調査を主体的に、責任を持って行うためにはより高い職業倫理が必要であり、協会は自らの努力によりこれを確立して民間調査組織の社会的信用を確保し、埋蔵文化財調査業の健全な発展をはかることによりわが国の埋蔵文化財保護に寄与することを決意し、ここに倫理綱領を制定することとした。

2．倫　理　綱　領

公益社団法人日本文化財保護協会の会員は国民共有の財産である埋蔵文化財の調査がきわめて公益性の高い職務であることを自覚するとともに、自らの努力で高度な専門性と技術力を育成し、発掘調査を通じてわが国の埋蔵文化財保護に寄与することが会員の社会的使命であることを認識しなければならない。

また、会員は埋蔵文化財の調査を社会から信頼される事業として確立するため、公益性の高い職務にふさわしい職業倫理をもって調査にあたり、埋蔵文化財の調査が誇りある職務として会員及び調査に携わる技術者の社会的地位確立と、埋蔵文化財発掘調査業の発展をはからなければならない。

このため次の事項を遵守するものとする。

（1）品位の保持

会員は、常に埋蔵文化財調査事業者としての品位の保持に努めるとともに、会員相互の名誉を重んじ民間調査事業の健全な発展をはからなければならない。

（2）専門技術の確立

会員は常に知識の吸収と技術の向上につとめ、考古学を基礎に人文・社会科学から自然科学までを包括する発掘調査技術を確立しなければならない。

（3）中立性、独立性の保持

会員は埋蔵文化財保護を使命とする職業倫理と専門的知識に基づく考古技術者の良心に従って調査を行うものとし、これを侵すいかなる依頼にも応じてはならない。

（4）秘密の保持

会員は依頼者の利益を擁護するため、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（5）公正で自由な競争

会員は公正で自由な競争を行い、広く社会から信頼される埋蔵文化財調査業を確立する。

3．行　動　規　範

倫理綱領を実践するため、公益社団法人日本文化財保護協会及び会員とその役職員、協会が認定した埋蔵文化財調査士等の資格保有者は、以下の規範に基づいて行動する。

（1）公正で自由な競争

私的独占、不当な取引制限および不公正な取引方法に関する法令および規則を遵守し、これらの基本ルールの逸脱行為は行わない。

（2）関連業法の遵守

業務を遂行するにあたっては、文化財保護法をはじめ各種業法を遵守する。

（3）贈賄の禁止及び接待、贈答などの制限

贈賄行為や公務員等に対する不正な利益供与、申し出、約束は行わない。また、接待、贈答の授受に関しては社会通念上妥当な範囲を超えてはならない。

（4）利害相反行為等の禁止

専門家としての職務を果たせなくなる事態に対しては、国民共有の財産を保護するという信念と勇気をもって対処する。

（5）反社会的勢力との関係の遮断

反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関わりを遮断する。

（6）情報の適切な管理

依頼者や会員、埋蔵文化財調査士等の資格保有者、資格試験受験者等の情報の不適切な開示、漏洩、不当利用を防止し、適切な管理を行う。

（7）知的財産権の保護

業務を遂行する上で知的財産権を尊重し第三者の権利を侵害しない。

また、会員とその役職員の知的財産権の保護に努める。

（8）適正な経営情報の開示

協会および会員は経営情報を関係法令に基づき適正に整備し、適宜開示を行う。

（9）人権の尊重

基本的人権を尊重し、人種、信条、性別、社会的身分、国籍、疾病、障害等による差別を行わない。

会員とその役職員、埋蔵文化財調査士等の資格保有者および資格試験受験者の個人情報は適切な保護を行う。

4．倫　理　委　員　会

公益社団法人日本文化財保護協会はこの倫理綱領および行動規範の普及、啓発、推進、維持のため倫理委員会を設ける。

CONTENTS

2 … 埋蔵文化財調査技術者の倫理
3 … ごあいさつ　理事長　長谷川　渉
4 … 特報　萩生田光一文部科学大臣へ要望書提出
6 … 第11回定時社員総会
6 … 第8回　優秀調査報告書表彰　受賞者
7 … 総務委員会報告
8 … 技術研修委員会報告
9 … 広報委員会報告
9 … 考古検定検討委員会報告
10 … 事業委員会報告
11 … 地区連絡協議会報告
13 … 地区会員懇談会
14 … 【緊急調査】新型コロナウィルス感染症対策アンケート
17 … 令和元年度事業報告書
19 … 平成31年度・令和元年度　理事会／貸借対照表
20 … 令和2年度　事業計画書
21 … 令和2年度　組織／役員
22 … 日本文化財保護協会　社員名簿
25 … 公益社団法人設立10周年 記念特集「歩みと展望」
66 … 協賛広告
71 … 編集後記

●表紙写真　中国麦積山第78窟壁画（伎楽天）残欠－北魏

●表紙「飛天」の題字は、馳浩元文部科学大臣（当協会顧問）の直筆によるものです。

ごあいさつ

公益社団法人日本文化財保護協会
理事長　**長谷川　渉**

皆様方には常日頃から当協会へのご理解とご支援、また活動へのご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
本来であれば、本年5月に第11回定時社員総会を開催し、公益社団法人設立10周年記念を皆様と共に祝い、新たな活動を進めていたはずでしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により緊急事態宣言が発出され、当協会の定時社員総会も書面による決議となった次第です。

このような困難な事態においても、会員の皆様におかれましては、各地域の状況に沿った活動を展開されていることと思います。業務においてもテレワーク、ネット会議等「新しい生活様式」に沿った活動をされておられることと思いますが、埋蔵文化財の業務はそれを取り入れることが難しい面が多々あり、それに携わる皆様には多大なるご苦労があったことと推察いたします。この局面は今後も皆様と共に乗り越えていかなければならない課題だと受けとめております。その様な中で当協会の活動も例年とは時期・方法を変更しながらも進めてまいります。

文部科学大臣への要望活動は、平成27年度の馳浩文部科学大臣から始まり、本年３月には萩生田光一文部科学大臣をお訪ねし、５年連続となりました。

平成19年から始まった資格制度は、埋蔵文化財調査士・埋蔵文化財調査士補はのべ750余名の方々が資格を取得され、各現場等で活躍されております。近年、行政OBの方々も多数含まれております。本資格は皆様ご承知のとおり、現場経験が伴う資格であります。現状では大学での考古学実習の減少のため、行政担当者も現場経験を有する機会が限られており、本資格は今後も埋蔵文化財環境の中において重要な位置を占めることと思います。
平成31年４月の文化財保護法の一部改正により、「過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の焼失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域総がかりでその継承に取組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。」との指針が出され、それに伴うように令和2年3月31日に、「埋蔵文化財専門職員の育成について」（報告）－資質能力の段階区分に応じた人材育成の在り方－が提示されました。これにより行政担当者に経験、研修等により専門職員の資質能力を二段階とし、基礎知識を取得した段階にある方を埋蔵文化財専門職員（Ⅰ種）、実践能力を取得した段階にある方を埋蔵文化財専門職員（Ⅱ種）が示されました。従来の埋蔵文化財業務と共にさらに地域の文化財を認識し、地域のアイデンティティとして広く活用につなげることも求められております。

当協会も文化庁の動向を鑑みながら、「埋蔵文化財調査」、「文化財保護・活用」に対し、真摯に向き合い、活動を進めてまいる所存です。行政と民間調査組織としてのそれぞれの立場の違いはありますが、その目的は変わらない、そうありたいと思います。今後も民間としての調査力、技術開発等をさらに向上させてまいりたいと思います。

関係者の皆様並びに会員の皆様の更なるご支援をお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

萩生田光一文部科学大臣へ要望書提出

令和２年３月４日、長谷川理事長はじめ理事・相談役で文部科学省を訪問し、当協会顧問である馳浩衆議院議員（元文部科学大臣）ご同行のもと、萩生田光一文部科学大臣に対して、当協会の要望書を提出しました。

当協会会員による民間調査組織は、発掘調査を通じてわが国の埋蔵文化財の保存活用に取り組んでおり、改正品確法の遵守、当協会において資格認定している埋蔵文化財調査士・調査士補の継続教育の実施やインターンシップ制度による技術者の育成と担い手の確保、コストの削減、作業の安全、災害時への対応、新技術開発等への積極的な取り組みを通じて発注者や地域のご要請等に的確に応え、文化財事業の持続的かつ健全な発展に努めていること、さらに考古学への親しみやすさ、興味等を広げる活動の一環として全国の遺跡や出土した遺物、考古学の知識を問う「考古検定」を実施していることをお伝えしました。（詳細は次頁を参照ください。）

萩生田大臣からは、当協会ならびに協会会員の文化財保護に関わる日頃の活動に対する労いのお言葉を頂戴するとともに、地元でもある国指定史跡八王子城跡の御主殿での調査で確認された庭園や池などについて文化財に対するご自身の知見を交えながらご提言を頂戴しました。

当協会として、文部科学省の方針を正しく理解し、引き続き文化財行政の発展に寄与すべく活動を継続していくことをお約束しました。

【要望書】

平素より公益社団法人日本文化財保護協会の活動にご理解をいただき、また多大なるご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴省におかれましては、文化資源の“磨き上げ”による好循環の創出、文化芸術立国に向けた文化芸術の創造・発展と人材教育を目指し、文化財の確実な継承に向けた保存・活用の推進、文化発信を支える基盤の整備・充実等の重要施策について、強力に推進されていますことに深く敬意を表しております。

また、国民共有の財産である埋蔵文化財を適切に保存・活用するための諸課題へのご指導、社会情勢の変化に伴う開発事業の増加、専門職員の担い手不足等の諸問題の解決についてもご尽力されており、貴省のご指導のもと、諸課題の解決等に当協会もこの一翼を担えればと考えております。

当協会は、民間組織による文化財保護推進の立場から、わが国の文化芸術の振興に寄与することを目的として内閣府の公益社団法人認定を受けております。

当協会会員の民間調査組織は発掘調査を通して、わが国の埋蔵文化財の保存活用に取り組んでおります。

加えて、改正品確法の遵守、技術者の育成と担い手の確保、コストの削減、作業の安全、新技術開発等への積極的な取り組みを通して、発注者のご要請に的確に応え、広く文化財事業の持続的かつ健全な発展に努めております。

今後の文化財事業の健全な発展のためには、当協会の果たす役割がきわめて重要と考え、下記の事項について要望いたしますので格段のご高配を賜りたく、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

記

１．民間調査組織の活用・促進のお願い

わが国の民間調査組織は、今や埋蔵文化財調査業としての能力と実績を備え、これまでも調査主体として発掘調査を行う一方、埋蔵文化財行政の発掘調査支援業務にあたっております。

つきましては、民間による文化財保護を更に推進し、民間調査組織の一層の活用・促進を図るため、以下の通りお願いを申し上げます。

わが国の埋蔵文化財担当専門職員数は、平成３０年度に至って５，６２９名（平成２９年度比１８名減、平成１２年度７，１１１名の７９，１５％）と減少し、発掘届出等件数は平成３０年度６８，８７４件（平成２９年度比３，７２６件増）と過去最大でありました。担当専門職員減少と発掘届出件数の増加は、反比例し例年この傾向は拡大しています（別添資料参照）。

国民共有の財産である埋蔵文化財を適切に保存・活用するため、民間調査組織の活用・促進を一層お図り下さいますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

（１） 豊富な調査実績を保有

当協会会員数は現在８３社、年間総額２４４億円（２０１８年度実績）国・地方自治体、開発事業者等から発掘調査等（試掘・確認調査～記録保存調査）の受託実績を保有しております。

（２） 埋蔵文化財調査士・補の活用について

当協会は会員企業の技術者に対して、埋蔵文化財調査のための専門技術、知識を育成し調査成果の品質向上等を目的に、平成１９年度より１２年間にわたって資格試験を実施しております。

試験は、第三者委員会（学術・行政 OB を代表する有識者）の厳選な審査のもとに筆記・面接試験による選考を実施し、ＣＰＤ制度（継続教育）も併せて導入しております。

現在、資格取得者は７２５名を超えて、埋蔵文化財行政業務の一翼を担う有能な人材を輩出していると確信しております。

◇埋蔵文化財調査士：発掘調査から報告書作成まで一貫して責任を持って実施できる者。

埋蔵文化財調査士補取得後２年以上の発掘調査実務経験を有し、調査報告書を２冊以上または研究論文等１編以上執筆している者。国及び地方公共団体（埋文センターなどを含む）で発掘調査の実施、指導、監督などを行う埋蔵文化財行政に 20 年以上携わったことのある者。

◇埋蔵文化財調査士補：発掘調査現場を統括し、人事管理、安全管理、工程管理を行いながら発掘調査を適正に実施できる者。

学校教育法による大学を卒業し、当協会が認める関連分野を専攻した者で発掘調査実務経験を２年以上有する者。学校教育法による大学を卒業した者で、発掘調査実務経験を４年以上有する者。これ以外の者で４年以上の発掘調査実務経験を有する者。

（３） 会員資格取得者の活用について（令和元年６月現在）

会員文化財従事技術者１，４９０名、埋蔵文化財調査士・補７２５名、学芸員４８６名、土木施工管理技士１，２９５名、測量士・補２，３４９名、日本考古学協会会員２７３名。

埋蔵文化財調査士･補をはじめ、上記資格者は発掘調査現場を統括し、人事管理、安全管理、工程管理を行いながら発掘調査を適切に実施できる人材を保有しておりますので、積極的な活用をお願い申し上げます。

（４） インターンシップ（就業体験）の受け入れ

当協会員各社は学生に就業体験の機会を提供するため、現在考古学を学んでいる学生に対し、発掘現場での体験学習を通して遺跡調査、遺構検出及び測量、写真撮影、調査報告書作成などの発掘調査に係る基本を職場体験させることにより、職業選択・適正の見極めなどに就業体験の機会を積極的に提供してまいります。

２．技術力による選定について

改正品確法では担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤の確保、予定価格の適正な設定、調査及び設計の品質確保、ダンピング受注の防止、歩切りの根絶、適正な契約変更の実施等が平成２６年９月３０日閣議決定され、更に令和元年６月１４日施行では、測量、地質調査その他の調査及び設計が定義に追加され、情報通信技術の活用、生産性の向上に配慮等が示されました。

今まで貴庁で実施されている一般競争入札方式から､プロポーザル方式、総合評価落札方式を採用頂き、企業の担い手育成のための利潤の確保、測量・調査及び設計の品質確保のためにも、技術力重視の選定をお願い申し上げます。

３．経営基盤の安定と諸条件

（１） 埋蔵文化財調査関連業務量の確保、拡大について

経営の安定と担い手育成・確保のため、引き続き安定的な埋蔵文化財関係の調査関連業務量の確保・拡大をお願い申し上げます。

（２） 特記仕様書の明確化について（品確法第一章第七条発注者の責務五）

発注業務の特記仕様書において積算が可能となるように、仕様・数量を明確にしていただくことをお願い申し上げます。

（３） 適正な契約変更の実施（品確法第一章第七条発注者の責務）

業務内容の変更に伴う契約変更がある場合は、適宜書面などをもって迅速に実施していただきたくお願い申し上げます。

４． 行政と民間との協働について

（１） 災害時の対応について

災害時には国、県、市町村のそれぞれが行う復興事業に伴う発掘調査をすべての行政機関が短期間のうちに実施するには困難が予想されます。

また、復興事業は、発掘調査の進捗如何が大きく影響することから、復興事業を迅速かつ効率的に進めるには官民協働による災害対応マニュアルの整備や情報共有・災害対応体制などが円滑に行われるようご配慮をお願い申し上げます。

当協会は、文化財レスキューの指導のもと、市町村指定埋蔵文化財の点検や地域の復興事業等についてもご協力させていただきます。

貴省と当協会の災害協定を締結して会員各社が協力できる体制整備のご検討も併せてお願い申し上げます。

（２） 若手・女性技術者の育成・活躍の推進について

積極的に若手を雇用し、かつ技術者として育成し、主任調査員（発掘担当者）に代わる担い手となる若手調査員・調査補助員などの現場従事経験者を幅広く登用し、評価してまいります。

また、女性技術者の登用と育成を積極的に行い、雇用と登用の拡大に努めてまいります。つきましては、会員企業のバックアップ体制の評価も考慮していただき、完全週休２日制の流れに応じて、良好な就業現場の整備を目指して努力してまいりますので、格別のご支援をお願い申し上げます。

５．協会活動について

協会では考古学への親しみやすさ、興味等を広げる活動の一環として全国の遺跡や出土した遺物、考古学の知識を問う検定で「考古検定」を実施し、また観光と考古学の融合を図り、文化財の調査・研究と保存と活用を学び、地域振興を考えていく「観光考古学会」に参加・活動しています。

以上

第 11 回定時社員総会

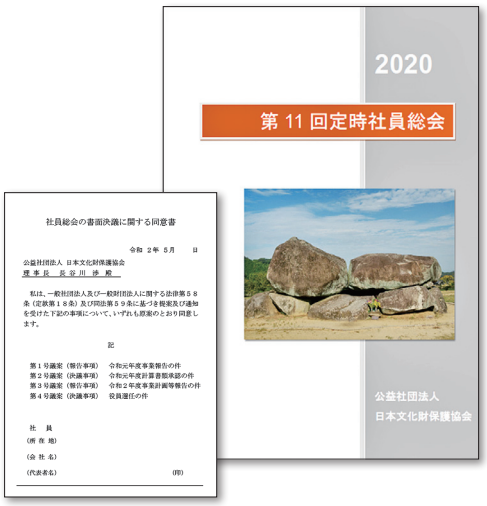

第11回定時社員総会の開催は、公益社団法人設立10周年記念式典と同日開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて政府より４月７日に緊急事態宣言が発出され、首都圏をはじめイベント等の自粛要請が出されたこと、また、公益法人を所管する内閣府からは、通常の社員総会等の開催を書面・電磁的方法による議決権の行使による実施等が推奨されたことを踏まえ、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第58条（日本文化財保護協会定款第18条）及び同法第59条に基づき４月20日付で提案及び通知をし、総社員82名の過半数を超える社員が書面により同意の意思表示をしたので、日本文化財保護協会定款18条（決議の省略）の規定に基づき、これらの提案を可決する社員総会の決議があったものとみなされました。

社員総会の決議の省略があったものとみなされる日　令和２年５月15日

【第８回　優秀調査報告書表彰　受賞者】

令和元年度は７社から応募があり、厳正な審査の結果、最優調査報告書１社、優秀調査報告書３社が受賞されました。なお、今回の優秀調査報告書審査会は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、各外部委員よるリレー方式での審査を実施しました。

最優秀調査報告書

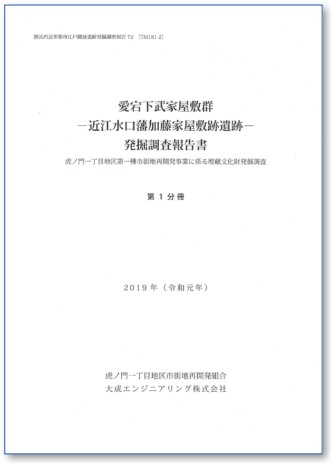

大成エンジニアリング 株式会社
「愛宕下武家屋敷群」

評価基準として①本文記述②実測図③写真図版の各100点満点とし、④自然科学等の分析を５-15点の加点としており、250点以上を優秀調査報告書、270点以上を最優秀調査報告書としている。

【講評】

本報告書の本文表現は分かりやすく、文字ポイントも見やすいとともに、それぞれの解説が適切と思われる。また実測図については、遺構のサイズ、規模、形状を表現するのに適しており、遺物の実測図は縮尺が適切で、その表現も望ましい。また、写真図版は鮮明でコントラストがあり、撮影位置、陰影にも配慮され、遺構を復元的に理解することができる。なお、科学的な分析も必要な部分に注力され、その分析が報告に生かされていると評価した。

優秀調査報告書

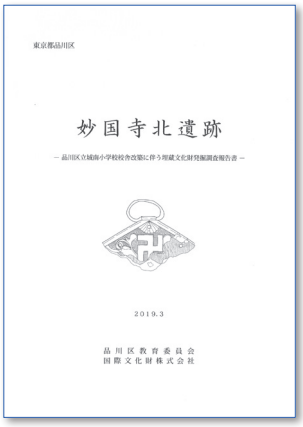

国際文化財株式会社
「妙国寺北遺跡」

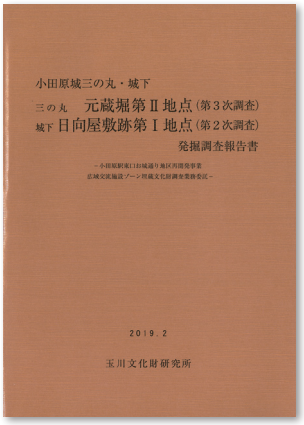

株式会社 玉川文化財研究所
「小田原城三の丸・城下」

株式会社 パスコ
「仙台東災害復旧関連区画整理事業
関係遺跡発掘調査報告書Ⅱ」

総務委員会

副理事長兼総務委員長
橋　本　眞紀夫
（パリノ・サーヴェイ㈱　顧問）

総務委員会の役割は、本来、日本文化財保護協会の各種事業が企画され実行に移す初期段階の活動を担っています。初期段階を経て安定した事業活動に至れば、担当する委員会を設置して継続事業として委員会に一任していきます。考古検定などはその一例です。

今年度の総務委員会報告としては、例年通り昨年度の活動報告を行い、今年度の計画と変更点を説明いたします。

【資格制度委員会】

当協会が誇る事業として資格制度があります。埋蔵文化財の調査に携わる者の資格として、埋蔵文化財調査士、埋蔵文化財調査士補の資格認定を毎年１回実施しています。

資格制度は、平成19年度に発足し今年で14年目を迎えます。この資格制度は、埋蔵文化財の調査に携わる者に必要な専門分野である考古学・自然科学分析・保存科学・測量技術・デジタル活用技術などの知識や技能を活かし埋蔵文化財調査業務にあたるために付与するものです。この資格を有することにより、個々の埋蔵文化財の調査力を向上し、依頼先からの信頼と精度を確保した成果を提供することが可能になると考えています。資格構成を以下に示します。

●埋蔵文化財調査士補

受験資格は、大学で埋蔵文化財に関連する分野を専攻し卒業した者で、２年以上の発掘調査実務経験を有すること、または発掘調査実務経験を４年以上有した者が要件となります。いずれも指定講習会の受講終了が必須で、択一式問題と小論文の試験を行います。

●埋蔵文化財調査士

受験資格は埋蔵文化財調査士補取得後２年以上の発掘調査実務経験と調査報告書２冊以上または研究論文等１編を執筆した者が要件となります。試験は、論文試験と試験管理委員による面接を行います。合否判定は第三者委員会の試験管理委員会が行います。

昨年度（2019年度埋蔵文化財調査士・調査士補）の合格者数は、調査士16名、調査士補16名となり、累計で調査士が398名、調査士補が359名の資格者合計は延べ757名となりました。

今年度も指定講習会、資格試験を実施いたしますのでよろしくお願いいたします。また、上記の要件に合わない方でも、当協会ホームページの確認や事務局への相談をお願いいたします。

今年度（第14回）は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、例年より約２ヶ月遅らせての実施となります。

受験申込期間は、令和２年６月１日～７月31日。

埋蔵文化財調査士補の指定講習会は、令和２年９月25日・26日（２日間）。

埋蔵文化財調査士補の試験は、令和２年10月24日。
埋蔵文化財調査士の試験は、令和２年11月７日。
が予定されています。詳しくはホームページをご覧ください。

【CPD委員会】

資格制度により認定された埋蔵文化財調査士と埋蔵文化財調査士補は、埋蔵文化財調査の技術・知識・技能を維持継続するために、CPDプログラム（継続教育制度）を実施して頂きます。ポイント承認集計をCPD委員会により行い、資格更新管理をしております。調査士は５年間で100ポイント、調査士補は５年間で50ポイントが更新条件となります。ポイント配分表は、協会ホームページに示してあります。CPDポイントは、埋蔵文化財調査士・調査士補が発掘調査成果発表や考古学研究発表、関連学会参加、地域や地元での文化財に関する活動への参加・協力などにより獲得できる制度ですので、重要な自己研鑽と言えます。課題としては、CPDポイント未達により資格停止に陥る方も見受けられますので、CPDポイント申請は少しずつでも蓄積していくようにお願いいたします。更新をしやすくするために協会ホームページでは、マイページを開設しておりますので是非利用して頂きたいと思います。

【編集委員会】

編集委員会は、当協会の会報「飛天」に合冊した「紀要」の発行、「考古学ジャーナル臨時増刊号」の企画編集、「発掘調査ハンドブック」の企画編集を行っています。

昨年度の「紀要第３号」には、遺跡報告９件、研究ノート３件を掲載しました。今年度の「紀要第４号」にはこれらの他、特徴としては技術研修会の講義内容を掲載しております。例年行なっている月刊考古学ジャーナルでは、2019年10月臨時増刊号（No.732）に特集「観光考古学Ⅳ」を企画編集いたしました。遺跡を観光資源とし活用に向けた取り組みなどが注目されている状況の中で、これに沿った企画を坂詰秀一会長の指導の下行いました。今年度も例年通り、座談会なども特集に応じた話題を予定し企画段階に入っており進めているところであります。

発掘調査ハンドブックは、遺跡発掘調査に直接役立つものとして企画しておりますが、未だ企画の段階の域を出ません。検討会が不足していると思われますので積極的に編集委員会に取り上げて次の段階に進めようと考えております。

【調査士会】

調査士会は、埋蔵文化財調査士と埋蔵文化財調査士補の方々での構成を想定しております。昨年度は小規模でも始動していく所存でしたが、報告できる活動としては、埋蔵文化財調査士の方々から「考古検定 過去問題集３」の問題解説・編集への協力を得てなんとか刊行に至りました。

当協会のほとんどの活動業務は、理事が各委員会の委員長や委員として行われていることが大半です。これらの業務や活動には、埋蔵文化財調査士の協力が必要であり、各委員会の活動によっては、担うものも少なくありません。今年度には、全国を北海道・東北、関東、中部・北陸、近畿・中国・四国、九州・沖縄の5地域から２名程度の埋蔵文化財調査士を募り、調査士会の設立を目指します。活動内容や会議開催については、今年度「紀要4号」を参照ください。

【総務委員会からの変更と移行】

最後に、今年度の変更点として、「紀要第4号」はこれまでの会報「飛天」との合冊ではなく、原稿量がある程度充実したことから、分冊として編集刊行しました。

また、総務委員会で行っていた「紀要」の企画編集は、技術研修委員会に編集部会を組織し担うこととなりました。併せて調査士会も技術研修委員会が担当所管となります。

技術研修委員会

常務理事兼技術研修委員長
河　合　英　夫
（㈱玉川文化財研究所　専務取締役）

当協会では、会員各社の調査力の向上と質の確保を図る目的で、技術研修委員会が窓口となって東京と奈良を会場に、また一昨年からは福岡でも技術研修会を開催してきました。

これは継続教育（CPD）制度とともに、埋蔵文化財調査士・調査士補並びに技術者一人ひとりが自らの意志に基づき、自らの力量の維持向上を図るために設けた当協会の研修制度です。

昨年度は、東京と福岡を会場に４名の講師の先生をお招きしてセミナー方式で実施しました。

東京会場では７月に中央区の月島社会教育会館において、小田静夫氏（元東京都教育庁学芸員）に「旧石器時代の調査で何がわかるか」と題し、先行研究から調査方法、最近の成果まで多岐にわたる内容を、また堀内秀樹氏（東京大学埋蔵文化財調査室准教授）には「近世江戸遺跡研究の調査視点」と題し、江戸遺跡における複合的な機能性について問う内容で、用語や概念規定を含む組織的手法や技術などにも踏み込んだ講演でした。

福岡会場では11月に博多駅にほど近い福岡商工会議所において、杉山真二氏（株式会社古環境研究センター）に「遺跡調査における植物珪酸体（プラントオパール）分析の活用と課題－農耕・植生・環境史の解明に向けて－」と題し、中園聡氏（鹿児島国際大学教授）には「３Ｄ考古学と埋蔵文化財－実践の方法・思想から研究・普及まで－」と題して講演いただき、両氏には講演要旨を紀要の第４号に寄稿していただきました。お礼申し上げます。

広報委員会

常務理事兼広報委員長
山口　寛
（ナカシャクリエイテブ㈱　代表取締役社長）

広報委員会は、当協会並びに当協会会員の日頃の活動を、関係行政や教育機関ほか広く社会に向けて発信し、当協会の目的である、「文化財保護に関する調査、研究を通じて埋蔵文化財調査事業の健全な発展を図り、もってわが国の文化芸術振興に寄与する」ための広報・情報発信を行うことを役割としています。令和元年度は以下の事業を行いました。

1．「埋蔵文化財調査要覧」の発行
　全会員の会社概要、埋蔵文化財事業に関係する事業内容や有資格者等の実態を掲載した「埋蔵文化財調査要覧」の監修と配布。
2．会報誌「飛天」の発行
　協会･協会会員の活動内容を紹介する会報誌「飛天」の発行と配布。
3．当協会ホームページのリニューアル
　協会・会員企業の活動の見える化を目指したホームページのリニューアルを実施。

その他、当協会の公益社団法人設立10周年の記念行事の一環として、「10周年記念特集」を企画し、今号に掲載しました。編集にあたり、当協会の発展に多大なるご尽力を賜わりました皆様からのご祝辞、釜石市長 野田武則様、文化振興課 加藤幹樹様の特別ご寄稿を頂戴しました。また「協会10年ビジョン」と題し、協会会員の皆様より、当協会の活動や埋蔵文化財事業の現状や将来に対する提言・提案をご投稿いただきました。特集記事としてまとめておりますので、ご一読いただければ幸いです。

10年ビジョンに向けて、今後も引き続き協会並びに協会会員の活動を双方向に発信できるよう努めてまいります。

考古検定検討委員会

理事長兼考古検定検討委員長
長谷川　渉
（㈱武蔵文化財研究所　代表取締役）

考古検定検討委員会は「考古検定委員会」とは別組織として、主に入門・初級・中級の問題の選択、新問題の作成・検討を含め、考古検定の準備・実施を行っております。

考古検定検討委員会は平成28年度に発足し、本年で５年を迎え、今回、新たに４名の調査士の方々の協力を得て活動しております。

昨年度の活動として「考古検定過去問題集３」の刊行があります。第１巻は平成26年８月に第１回～第５回までを掲載し刊行。平成28年８月に第２巻として第５回～第７回まで解説付で作成し、編集には縄文ZINE編集部の協力をいただきました。

今回の第３巻は第８回～第10回までの解説付きで、令和元年10月に刊行いたしました。編集については専門の方の協力をいただき、見やすい構成になっていると思っております。

表紙のイラストは考古検定ポスターもお願いしているヨザワマイ様に依頼しています。また、刊行後は理事会員の皆様にはご協力をいただき大変感謝申し上げます。

この過去問題集には刊行の問い合わせが複数あり、考古検定受験者の方々には期待されていることが分かりました。次回第４巻は３年後の刊行予定になります。

考古検定は昨年で第11回を迎えました。申し込みは2019年９月１日から11月13日。試験は2019年11月16日～24日の９日間で行いました。

また広報活動として行政・関係機関のご協力をいただき、考古検定のポスター掲示とチラシを配布、さらに「古墳にコーフン協会」のまりこふん様にご協力をいただき、各地域の古墳祭り等のイベントで「考古検定」の広報活動をお願いしています。

受験方式は入門～中級まではインターネット形式でどこでも受験可能であり、上級・最上級は会場型CBT方式で各地域に設定された会場のパソコンで受験するシステムです。

受験者数の増加は現在も大きな課題ではありますが、今回も上級３名、最上級１名の受験者が、果敢に挑戦してくださることは、大変うれしく思い、考古検定を継続していく責任を感じる次第です。

本年は第12回の考古検定を行います。各会員の皆様にも広報を含め、ご協力をよろしくお願いいたします。

事業委員会

副理事長兼事業委員長
安　住　修　二
（㈱パスコ　常任顧問）

皆様には平素より当協会へのご支援・ご理解・ご協力等厚く御礼申し上げます。

事業委員会の活動は以下の通りです。

1．萩生田文部科学大臣へ要望書を提出

令和２年３月４日、萩生田光一文部科学大臣に面談の機会を賜わり、要望書を提出しました。萩生田大臣には内容をご理解いただき、関係各所と調整させて欲しいとのご回答をいただきました。平成28年、馳浩文部科学大臣（当時、現当協会顧問）に初めて要望書を提出して以来、毎年提出を継続し今回で５度目となりますが、当協会の意思を直接大臣にお伝えできる重要な機会であり、今後も継続すべきであると考えています。

2．品確法改正（令和元年６月14日付公布・施行）

品確法改正により、（１）災害対応、（２）働き方改革、（３）生産性向上、とともに（４）公共工事等に関する調査（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む）及び設計）についても本法律の対象と位置づけられ、公共工事の品質を確保する上で重要な役割であると明記されました。このことは、埋蔵文化財調査業務も一般競争には馴染まないと捉えられた第一歩であると考えています。今後の要望活動に引き続き反映させるべきと思います。

3．地域会員への理解促進活動

令和元年７月に熊本市で開催された九州沖縄地区懇談会では、熊本城の復興に関する創意工夫について熊本県教育委員会の方からご教示をいただきました。また11月には岐阜市内で中部北陸地区会員懇親会が開催され、地域の課題などについて活発に議論され盛会でした。今後、地区会員連絡協議会なども通じて、協会と会員、会員相互の関係がより深まればと願っています。

4．東京都への要望活動

東京都内の区市町村で業務を受託している会員に出席いただき、検討会を開催しました。

（１）専従義務についての緩和（２）報告書の基準の統一（３）埋蔵文化財調査士・補の仕様書掲載（４）人件費単価・最低賃金遵守について（５）三者協定時オーバースペック是正（６）東京都埋蔵文化財センターの技術者勧誘の停止

等を要望書にまとめ、令和２年３月18日東京都に提出しました。

5．『埋蔵文化財専門職員の育成について』（報告）令和２年３月31日文化庁

埋蔵文化財専門職員の減少に伴う現状と課題、採用の在り方、資質能力の段階的区分、育成方法などが記載されています。埋蔵文化財専門職員の登用条件について、可視化できる指標が必要であること、育成への取り組みが限定的であること等が課題として指摘されています。民間調査組織の活用については何も触れておらず、当協会にとっての課題であると考えています。

※安住事業委員長は令和２年５月15日付の社員総会をもって退任し、後任には黒木 隆史常務理事（日本海航測株式会社　代表取締役社長）が事業委員長に就任しました。

地区連絡協議会

関東地区連絡協議会
武　賢治
（大成エンジニアリング（株）営業担当部長）

平素、会員企業の皆様には当協会の活動に対しまして、ご理解･ご協力･ご支援を頂き、御礼申し上げます。

関東地区連絡協議会は、平成30年度４月に立ち上がりました九州地区連絡協議会、同年度１月の中部地区連絡協議会に続きまして３地区目となります。特に関東地区おいては、民間調査組織の導入を早期に取り入れた東京地区について先ずは協議会を立ち上げる運びとなりました。今後については順次、民間調査組織の導入をしている隣県に広げて行きたいと考えております。

そこで連絡協議会の目的である「該当する地区の自治体に対し、その地域に合った提言や要望活動を行うこと」、活動として「事業委員会と連携し、各地区の会員と共に該当する自治体にその地域の事情に合った提言や要望活動を行うこと」を念頭に、東京都内に本社を置く会員企業の方々にご参集を頂き、令和元年10月18日、12月13日の２回協議会を開催しました。会員の活発な意見交換のもとに課題・問題点の抽出から協議を重ね、協会としての要望書を取りまとめた次第です。

その要望書の概要である項目は以下のとおりです。

◇円滑な埋蔵文化財調査のための諸条件
①埋蔵文化財調査関連業務量の拡大について
②仕様書及び特記仕様書の明確化について（品確法第一章第七条発注者の責務）
③適正な契約変更の実施（品確法第一章第七条発注者の責務）
④東京都内における発掘調査業務の専従指導について
⑤報告書の基準の統一について
⑥埋蔵文化財調査士、調査士補等資格の仕様書掲載について
⑦三者協定の堅持について

◇行政と民間との協働について
①災害時の対応について
②若手・女性技術者の育成・活躍の推進について

以上の内容についての詳細を令和２年３月18日に長谷川理事長以下、副理事長、常務理事とともに東京都庁を訪問し、地域教育支援部管理課 伊藤敏行統括課長代理（埋蔵文化財担当・学芸員）ご同席のもとに教育庁 藤田裕司教育長宛てに当協会東京地区連絡協議会として「埋蔵文化財に関する要望書の提出について」と題した要望書を提出させて頂きました。（次頁参照）

伊藤統括課長代理から当地域教育支援部管理課は市区町村を管理する立場のため、直接発注元ではないので都下の自治体に対して当協会から要望書が提出されたことを区市町村教育委員会埋蔵文化財担当者会議において関係者に周知するとのお言葉を頂戴いたしました。

また、東京都内は民間開発が他府県に比べ多いため、当協会の会員会社の協力・支援は引き続き、お願いしたいと依頼されたことを皆様にご報告いたします。

【 要望書 】

平素より公益社団法人日本文化財保護協会の活動にご理解をいただき、また多大なるご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。
貴庁におかれましては、「東京都教育ビジョン（第４次）」でご指摘あった情報技術の急速な発展、超高齢化社会の到来、国際化の進展、就業・就労状況の変化、経済・産業の変化等の社会的背景の現状において、文化財保護法及び東京都教育委員会の埋蔵文化財に関する保護行政の方針に沿っての運営、埋蔵文化財の調査・保護にあたっての監督・指導等強力に推進されていますことに深く敬意を表しております。
また、国民共有の財産である埋蔵文化財を適切に保存・活用するための諸課題へのご指導、社会情勢の変化に伴う開発事業の増加、専門職員の担い手不足等の諸問題の解決についてもご尽力されており、貴庁のご指導のもと、諸課題の解決等に当協会もこの一翼を担えればと考えております。
当協会は、民間組織による文化財保護推進の立場から、わが国の文化芸術の振興に寄与することを目的として内閣府の公益社団法人認定を受けております。
当協会会員の民間調査組織は発掘調査を通して、わが国の埋蔵文化財の保存活用に取り組んでおります。
加えて、改正品確法の遵守、技術者の育成と担い手の確保、コストの削減、作業の安全、新技術開発等への積極的な取り組みを通して、発注者のご要請に的確に応え、広く文化財事業の持続的かつ健全な発展に努めております。
今後の文化財事業の健全な発展のためには、当協会の果たす役割がきわめて重要と考え、下記の事項について要望いたしますので格段のご高配を賜りたく、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

記

１．民間調査組織の活用・促進のお願い

わが国の民間調査組織は、今や埋蔵文化財調査業としての能力と実績を備え、これまでも調査主体として発掘調査を行う一方、埋蔵文化財行政の発掘調査支援業務にあたっております。
つきましては、民間による文化財保護を更に推進し、民間調査組織の一層の活用・促進を図るため、以下の通りお願いを申し上げます。
東京都の埋蔵文化財担当専門職員数は、平成 30 年度に至って 193 名（平成 29 年度比５名減、平成 29 年度 198 名の 97.47％）と減少し、発掘届出等件数は平成 29 年度 3,268 件（平成 18 年度から過去２番目）でありました。担当専門職員減少と発掘届出件数の増加は、反比例し例年この傾向は拡大しています（別添資料参照）。
国民共有の財産である埋蔵文化財を適切に保存・活用するため、民間調査組織の活用・促進を一層お図り下さいますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

（１）豊富な調査実績を保有
当協会会員数は現在 83 社、年間総額 244 億円（2018 年度実績）国・地方自治体、開発事業者等から発掘調査等（試掘・確認調査～記録保存調査）の受託実績を保有しております。

（２）埋蔵文化財調査士・補の活用について
当協会は会員企業の技術者に対して、埋蔵文化財調査のための専門技術、知識を育成し調査成果の品質向上等を目的に、平成 19 年度より 12 年間にわたって資格試験を実施しております。
試験は、第三者委員会（学術・行政出身者を代表する有識者）の厳選な審査のもとに筆記・面接試験による選考を実施し、CPD 制度（継続教育）も併せて導入しております。現在、資格取得者は延べ 725 名を超えて、埋蔵文化財行政業務の一翼を担う有能な人材を輩出していると確信しております。

◇ 埋蔵文化財調査士
発掘調査から報告書作成まで一貫して責任を持って実施できる者。
埋蔵文化財調査士補取得後２年以上の発掘調査実務経験を有し、調査報告書を２冊以上または研究論文等１編以上執筆している者。国及び地方公共団体（埋文センターなどを含む）で発掘調査の実施、指導、監督などを行う埋蔵文化財行政に 20 年以上携わったことのある者。

◇ 埋蔵文化財調査士補
発掘調査現場を統括し、人事管理、安全管理、工程管理を行いながら発掘調査を適正に実施できる者。学校教育法による大学を卒業し、当協会が認める関連分野を専攻した者で発掘調査実務経験を２年以上有する者。学校教育法による大学を卒業した者で、発掘調査実務経験を４年以上有する者。これ以外の者で４年以上の発掘調査実務経験を有する者。

（３）会員資格取得者の活用について（令和元年６月現在）

会員文化財従事技術者	1,490 名
埋蔵文化財調査士・補	725 名
学芸員	486 名
土木施工管理技士	1,295 名
測量士・補	2,349 名
日本考古学協会会員	273 名

埋蔵文化財調査士・補をはじめ、上記資格者は発掘調査現場を統括し、人事管理、安全管理、工程管理を行いながら発掘調査を適切に実施できる人材を保有しておりますので、積極的な活用をお願い申し上げます。

（４）インターンシップ（就業体験）の受け入れ
当協会員各社は学生に就業体験の機会を提供するため、現在考古学を学んでいる学生に対し、発掘現場での体験学習を通して遺跡調査、遺構検出及び測量、写真撮影、調査報告書作成などの発掘調査に係る基本を職場体験させることにより、職業選択・適正の見極めなどに就業体験の機会を積極的に提供してまいります。

２．円滑な埋蔵文化財調査のための諸条件

（１）埋蔵文化財調査関連業務量の拡大について
経営の安定と担い手育成・確保のため、引き続き安定的な埋蔵文化財関係の調査関連業務量の確保・拡大をお願い申し上げます。

（２）仕様書及び特記仕様書の明確化について（品確法第一章第七条発注者の責務）
発注業務の仕様書及び特記仕様書において積算が可能となるように、仕様・数量を明確にして頂くことをお願い申し上げます。

（３）適正な契約変更の実施（品確法第一章第七条発注者の責務）
業務内容の変更に伴う契約変更がある場合は、適宜書面などをもって迅速に実施していただきたくお願い申し上げます。

（４）東京都内における発掘調査業務の専従指導について
東京都内で実施される発掘調査業務では、選任された調査担当者の報告書刊行を含めた工期内の専従が求められています。一方で近年の都内開発事業の増大に伴う開発事業主の発掘調査実施需要に対しては、現況の専従義務により、十分に対応できていない状況にあります。社会のニーズに合わせつつ、より良い埋蔵文化財保護を実践するために専従免除に対し、柔軟な対応をお願い申し上げます。

（５）報告書の基準の統一について
報告者作成は、東京都・区・市町村でまとめ方の基準がない状態で作成しています。東京都で一括してまとめ方の基準を設けて頂くようにお願い申し上げます。

（６）埋蔵文化財調査士、士補等資格の仕様書掲載について
発掘調査仕様書には調査技術者の資格等の掲載がありません。技術者の基準として資格保有を義務付けて、質の向上を図って頂くようにお願い申し上げます。

（７）三者協定の堅持について
想定外の事態が生じた場合、三者協定を厳守して頂きたい。改正品確法遵守の観点からも是正をお願い申し上げます。
以上について各区市町村へのご指導をお願い申し上げます。

３．行政と民間との協働について

（１）災害時の対応について
災害時には国、県、市町村のそれぞれが行う復興事業に伴う発掘調査をすべての行政機関が短期間のうちに実施するには困難が予想されます。また、復興事業は、発掘調査の進捗如何が大きく影響することから、復興事業を迅速かつ効率的に進めるには官民協働による災害対応マニュアルの整備や情報共有・災害対応体制などが円滑に行われるようご配慮をお願い申し上げます。
当協会は、文化財レスキューの指導のもと、市町村指定埋蔵文化財の点検や地域の復興事業等についてもご協力させていただきます。
貴庁と当協会の災害協定を締結して会員各社が協力できる体制整備のご検討も併せてお願い申し上げます。

（２）若手・女性技術者の育成・活躍の推進について
積極的に若手を雇用し、かつ技術者として育成し、主任調査員（発掘担当者）に代わる担い手となる若手調査員・調査補助員などの現場従事経験者を幅広く登用し、評価してまいります。
また、女性技術者の登用と育成を積極的に行い、雇用と登用の拡大に努めてまいります。つきましては、会員企業のバックアップ体制の評価も考慮していただき、完全週休２日制の流れに応じて、良好な就業現場の整備を目指して努力してまいりますので、格別のご支援をお願い申し上げます。

４．協会活動について

協会では考古学への親しみやすさ、興味等を広げる活動の一環として全国の遺跡や出土した遺物、考古学の知識を問う検定で「考古検定」を実施し、また観光と考古学の融合を図り、文化財の調査・研究と保存と活用を学び、地域振興を考えていく「観光考古学会」に参加・活動しています。

以上

地区会員懇談会

令和元年度の会員懇談会は下記のとおり全国各地で２回開催され、開催県の担当機関のご担当者によるご講演、主に民間活用についての会員間の意見交換会に続き、会員間の交流を深める懇親会を行いました。

●九州・沖縄地区懇談会

令和元年７月19日（金）　熊本県熊本市・水前寺共済会館グレーシア
（幹事会社：㈱埋蔵文化財サポートシステム・八洲開発㈱）

講演者：熊本県教育委員会　文化課　課長　中村 誠希氏
演　題：「文化財の活用と今後の文化財保護行政」
講演者：熊本県教育委員会　文化課　課長補佐　長谷部 善一氏
演　題：「熊本の震災復興と埋蔵文化財」

中村 誠希氏

長谷部 善一氏

●中部・北陸地区懇談会

令和元年11月29日（金）　岐阜県岐阜市・岐阜キャッスルイン
（幹事会社：㈱イビソク・ナカシャクリエイテブ㈱）

講演者：岐阜県環境生活部県民文化局 文化伝承課 記念物保護係長　小野木 学氏
演　題：「岐阜県の埋蔵文化財行政について」
講演者：岐阜県文化財保護センター　調査課長　春日井 恒氏
演　題：「近年の発掘調査紹介」

小野木 学氏

春日井 恒氏

【緊急調査】新型コロナウィルス感染症対策アンケート

今年１月より国内での感染拡大が始まり、未だ感染拡大の長期化が心配される新型コロナウイルス感染症について、会員企業への緊急アンケートを実施しました。ご回答内容を原文のまま掲載しています。（令和２年５月 25 日締切の回答内容です）

Ｑ１．新型コロナウイルス感染拡大により、どのような影響がありましたか？

・新規業務の打合せ延期などにより、業務着手が一部遅延した。
・越県行為の自粛により、打合せ及び準備の遅延が生じた。

稼働中の現地調査では､発注主の指示により一時休止（４月後半～ GW 明け）となった業務があった。当社の考えにより、上記と同様の期間の一時休止を申し入れた業務もあった。その際は、休業中に発生する損料その他の取扱いについて、協議する旨の文書取り交わしを行った。発注主の業務継続を望む方針が確かである業務については、でき得る限りの防疫対策を行い、調査業務を継続した。
自社内で作業中の整理作業については、当社規定に基づき３月初旬から作業人員を限定することで、感染拡大防止を図った。年度末工期の業務に対しては大変困難であったが、やりくりの上貫徹した。４月初旬からは全面的に休止とし、現在（５月後半）再開の方策を検討している。

某県内の発掘調査が４月13日から中断しました。弊社から計測技術者を派遣していましたが、社内待機となりました。他業務の内業にシフトしていますが、５月18日から再開します。緊急事態宣言は解除されていない地域ですが、作業員等も交代制での再開とし、密を防止しながら進めるとのことです。

イベント関連の業務が一時凍結になりました。また緊急事態宣言発令後はお客様にテレワークが増え、業務の進行が鈍重になりました。

政府の緊急事態宣言､および都道府県の同様の宣言を踏まえ､主にいわゆる三密状態をいかに防ぐかという点を重点に日々の業務を行ってまいりました。具体的には時差出勤、時短勤務、自宅業務の導入などであります。その結果勤務時間の全体的低下という影響が少しずつ顕在化し、主に出土品整理・報告書作成業務の進捗に大きな影響が現れつつあります。このままの勤務形態が長期にわたり続くことになれば、すべての業務が工期通りの完成を断念せざるを得ない状況になります。業務の設計変更も含めた対策が必要となる可能性が大きいものと考えます。

お客様への挨拶、営業等対面による活動について自粛せざるを得なくなった。

社内全体の対応として、２月後半期から感染対策が本格化し、アルコール消毒、マスク着用、検温、共用備品の使用制限、社内行事の中止・縮小、関係者との対面を減らすなどの対策を行った。発掘調査現場における多人数の作業員を雇用する現場については、マスク着用のほか人同士の接近を極力避ける配置を行った。現場作業は３月中に完了したため、概ね遅滞なく進行した。４月以降は影響が拡大し、４月後半期は出社人数を半数程度に減らすためにシフト勤務を行った。同時期に発注者側もシフト勤務・リモートワークを行っていたが、業務における現場作業・打ち合わせ及び事務手続きに遅滞が生じるようになり、工期延長に至った業務もあった。５月の連休明け以降は、一定の感染対策を継続しつつ、社員の出勤形態は平常に戻った。

・県境を越える移動自粛要請により、企業活動の一部自粛が生じた。
・発注者より作業員の自宅待機を命じられ、現場作業が一時中断する事になり、工期等に影響が生じた。
・発掘作業員募集をしても、現場作業（集団作業等）に消極的な意見が届いた。

・３密回避のため、週１回実施してきた朝礼や定例会議などを中止することになった。
・施主から営業訪問の自粛を要請された。
・営業展開の練り直しを迫られた。

弊社が抱える発掘現場においては、大きな影響はありませんでした。しかし、近隣市町村の直営現場において、感染者が出てしまったことから、２週間以上の現場中止措置を講じたと聞きました。弊社の内業においては、緊急事態宣言後に在宅勤務・テレワークを導入したものの、仕事の効率は低下してしまった。

Ｑ２．現場や調査中の業務でどのように対応されたか、など

・発掘現場に消毒液の設置。
・作業員、スタッフのマスク着用義務。
・道具共有回避を目的とした、掘削道具の追加。
・三密行動回避のため作業員休憩所の拡充。

・休校による作業員欠員に対する人員拡充。

某市内の発掘調査が４月中旬より中断していましたが、５月11日より再開しています。

県外への不要不急の移動を自粛しました。また、全員マスク着用で作業にあたり、可能な限りテレワークを導入しました。

・会社、現場とも通勤、作業時において、人との距離を確保することを呼びかける
・昼休み等休憩時については特に注意喚起を行う
・非接触型体温計を使用した体調管理の実施
・アルコール消毒液を常備して使用を促す
・マスクの着用

・３密の回避、マスクの着用、こまめな換気など。
・現場事務所入室時の検温、消毒等の徹底。

・３密回避や組織持続化のため､勤務･執務体制を２班体制にして､テレワークと通常勤務､執務室の分散化を図った｡また、車での移動の場合には、別グループの人間と同乗しないことを励行。
・依命通知により、次の内容で対応を徹底。
・風邪症状の際の勤務方針（自宅休養と職場復帰）を明確化し、社員に徹底した。
・室内（作業・飲食時）では、定期的（１時間ごとに５分程度）な換気、対面での業務の低減、ソーシャルディスタンス（２ｍ以上の間隔）の保持を励行。
・現場での打合せ時の、マスク着用とソーシャルディスタンスの保持を励行。
・現場や外出先での外食の自粛。
・喫煙時でのソーシャルディスタンスの保持を励行。＊社屋内は完全禁煙のため、屋外での喫煙となる。
・手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒、除菌シートの使用を励行。
・事務所内への立ち入りに際しては、非接触式体温計での体温チェックを実施。
・社有車使用時の除菌（ハンドル・各種レバー類・ダッシュボード・ドアノブ等）を励行。併せてマスク着用、換気の徹底。定期的（週１回）の清掃の励行。
・社有車に社外者を同乗させない。
・現場でのレンタカー利用時の除菌（ハンドル・各種レバー類・ダッシュボード・ドアノブ等）を励行。
・写真への、ゴールデンウィーク期間中の旅行・県外移動の自粛を指示。

１．感染予防対策
・新型コロナウィルス感染症の拡大防止と職員および臨時職員の安全確保に向け、代表取締役を本部長とするウィルス対策本部を設置する。
・社内および現場プレハブ内に感染予防対策周知の掲示・回覧を行う。
・職員および臨時職員に勤務前の検温を義務付ける。→37.5℃以上の発熱が認められる場合は自宅待機し、最低４日間の経過観察を行う。※家族に同様の症状が生じた場合においても、４日間の経過観察を行う。また、日々の検温については別紙書式に記すこととする。
・咳・強いだるさ（倦怠感）・喉の痛みを生ずる場合も、自宅待機し最低４日間の経過観察を行う。※家族に同様の症状が生じた場合においても、４日間の経過観察を行う。
・勤務中において、37.5℃以上の発熱・咳・強いだるさ（倦怠感）・喉の痛み等の症状がみられた場合は、帰宅させて４日間の経過観察を行う。
・新型コロナウィルス感染症の疑いがある場合は、県の帰国者・接触者相談センターへの連絡を義務付ける。
※「強いだるさ息苦しさがある場合→すぐに連絡」､「高齢者・妊婦・基礎疾患を有する場合→２日の継続で連絡」､「いずれにも該当しない場合→４日の継続で連絡」
・個人ゴミの持ち帰り。特にマスク・ティッシュの持ち帰りに関しては徹底する。
・濃厚接触によるクラスター感染を避けるため、現場内の休憩棟は原則的に使用を禁止し、車内での休憩を促す。
・社内および現場には、消毒用アルコールないしこれに準ずるものを設置し、除菌を可能な限りこまめに行う。
・咳・くしゃみによる飛沫およびそれらに含まれるウィルス等病原体の飛散を防ぐため、積極的なマスク着用の呼びかけを行う。
・厚生労働省が示す､「換気が悪く」､「人が密に集まって過ごす空間」､「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」への出入りを避けるよう呼びかけを行う。
・４月17日の緊急事態宣言適用を受け、社内において１時間に５分程度の換気・在宅勤務の奨励・19時以降の残業禁止・完全週休二日制を取り入れる。在宅勤務の奨励により社内における人口密度を減らし、パーソナルディスタンスを確保する。残業の禁止や完全週休二日制については、十分な休養をとることにより、免疫力の低下を抑える狙いがある。
・ＺＯＯＭ等の会議アプリケーションを積極的に導入し、社内における集団感染の予防策を講じる。
２．発症者が出た場合の対応策
・第一原則として、各行政体に設置されている保健所の指示を優先する。
・各関係機関に対し、状況の報告・連絡を速やかに行うとともに、今後の対応策を保健所の支持を踏まえ協議・検討する。※ただし、個人情報・プライバシーに配慮する。

・感染者の使用が認められる施設に対し、可能な限りの消毒作業を講ずる。

Q３．今回の経験を踏まえ、取り組むべき課題、提言など有れば、ご提示下さい。

・マスク着用による熱中症誘発に対する対応とルール作り。
・リモートワークのルール、ツールなどの準備と対応。
新型コロナウィルスの影響以前は、対面の打合せが主流でその変化を必要としない傾向が見受けられたが、対応を余儀なくされることにより考え方を変える必要が生じた。今後この考え方が主流になると考えられる。コロナウィルス対応として発注者から対応を求められている。現場内の消毒や休憩所スペース対策などは、新型コロナウィルスに限ったことではなく、同じ感染症のインフルエンザに対しても有効である。ただし、道具共有時における毎回の消毒行為など、現実的ではない要求も存在する。またマスク着用による熱中症の誘発など、偏った対応策を余儀なくされることもあり、総括的な視点からの対応を考えることが課題であろう。

整理作業においては、児童・生徒をもつ女性が多く活躍している業種であるため、彼女ら戦力が、休校措置により家庭に戻らざるをえなくなった際に、年度末工期を貫徹することは大変な困難さを伴った。国土交通省の通達で、このような場面では柔軟な契約工期の設定を、発注者たる行政機関は執るべきとあったが、実際には末端の文化財行政の多くの担当者にその通達の徹底と意識はなかったと感じる。また、このような場面において、日本文化財保護協会が会員各社の女性が働きやすい職場を実現する働きかけの一環として、何かしらの声明を発することがなかったことは、文化財業務に就く者の地位向上や職場環境の改善を主導することを期待する者にとって、残念なことであった。

今回のコロナウイルス感染拡大は、これからさらに大きな影響をもたらすと考えます。世の中の動向を敏感に感じ取り、スピード感をもって対応していくことが肝要だと思います。世の中の状況によっては、業務の大きな舵取りの変更も必要になってくると考えます。

日本経済団体連合にて公表されている感染予防対策ガイドライン（製造事業場、オフィスにおける）を参考に事業を継続していく上での新しい活動方針を検討していく。

・感染拡大予防ガイドラインの作成。
・発注者と受注者間で、事前に感染者発生後の現場運営（中断期間や工期延長等）ガイドライン作成。

①通常のインフルエンザでの対応は、予防策も確立し、すでに定式化されている。一方、新型コロナウィルスでは、危険度の問題から、不測の対応が余儀なくされた。今後、予防策は確立されていくと思うが、また異なる感染脅威も生じることがあろうから、今回の経験を一過性のものとせずに、対応のマニュアルとして蓄積する必要があろう。
②自然災害でもそうであるように、今回のようなウィルス被害が過去繰り返されてきた経緯がある。その記録は、公文書でも残されている場合もあろうが、新聞記事としても容易に検索、確認することができる。これを機会に、例えば1918年～1919年に大流行したインフルエンザの、スペイン風邪に関する記事検索を各県ごとに行えば、より詳細な歴史的事実があきらになるものと思われる。これも文化財保護の一視点であると、提唱、提言したい。

第二波や再流行に備え在宅勤務での仕事効率化を検討していく必要がある。新型コロナウィルス感染症ついて、県・各市町村から会社としての対応策を提出するように求められることはあったが、県・市町村の方針が伝えられることはなかった。埋蔵文化財行政に関しては、各自治体ごとに抱えている問題が異なることから、最低でも各都道府県別の対策方針を打ち出していただけるよう働きかけていく必要性があると思われる。

【協会からの回答】

ご回答いただいた内容から、会員各社とも過去に経験のない事態に直面し、品質保持・工期厳守という受託者としての使命と、従業員の安心安全確保という雇用者としての使命のはざまで苦悩しながら、政府や都道府県の方針にも注視しつつ、それぞれ独自の判断基準でできる限りの対策を講じられていたことが窺えます。地域ごとの感染状況や業務の進捗度などにより、発注者側も同様に判断に迷うケースもあったと推測されますが、作業員の安全確保、適切な職場環境を維持するための統一的な対策案、ガイドラインを示していく必要性を認識しました。今後、感染拡大の第２波、第３波も懸念されており、当協会の課題として認識し、議論を進めてまいりたいと考えています。

●ご回答下さった会員企業（敬称略）

㈲毛野考古学研究所、㈱シン技術コンサル、㈱玉川文化財研究所、㈱東京航業研究所、㈱パスコ、㈱イビソク、ナカシャクリエイテブ㈱、日本海航測㈱、㈱有明測量開発社、八洲開発㈱

■令和元年度事業報告書（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

Ⅰ法人の概況

1．設立年月日　平成21年6月1日
2．定款に定める目的
本社団法人は、文化財保護に携わる民間調査組織として必要な技術の研鑽、向上を図り、もってわが国文化芸術の振興に寄与することを目的とする。
3．定款に定める事業内容
1）文化財保護に関する知識の教授
2）文化財保護に関する技術力向上のための研修会・講習会の開催
3）発掘調査技術者の資格検定試験の実施および資格の認定
4）文化財保護に関するセミナーの企画・運営又は開催
5）文化財保護にかかる図書および記録の閲覧、書籍の制作、電子出版物の提供
6）文化財保護に関する国内外の団体等との連絡協調
7）講習テキスト、試験問題集、会員名簿ほか図書の出版販売
8）その他この法人の目的を達成するために必要な事業
4．所管官庁に関する事項
内閣府
5．令和２年３月31日現在の会員数

種　類	当期末	前期末比増減
普通会員	83社	±0社
賛助会員	6社	±0社
合　計	89社	±0社

6．主たる事務所の状況
主たる事務所：東京都中央区日本橋富沢町10-13-301
7．令和2年3月31日現在の役員

役　職	氏　名	現　職
理事長	長谷川　涉	㈱武蔵文化財研究所　代表取締役
副理事長	安住修二	㈱パスコ　常任顧問
	橋本眞紀夫	パリノ・サーヴェイ㈱　取締役調査研究部長
専務理事	西城　修	国際航業㈱
常務理事	川谷昭彦	特定非営利活動法人 人類学研究機構　顧問
	黒木隆史	日本海航測㈱　代表取締役社長
	武　賢治	国際文化財㈱　顧問
	河合英夫	㈱玉川文化財研究所　専務取締役
	平井　貢	㈱シン技術コンサル　常務取締役
	山口　寛	ナカシャクリエイテブ㈱　代表取締役社長
理　事	河野一也	関東文化財振興会㈱　埋蔵文化財調査部長
	森　允	㈱イビソク　代表取締役社長
	安部清美	扇精光コンサルタンツ㈱　代表取締役社長
	板野伸彦	大成エンジニアリング㈱　執行役員
	岩立二郎	㈱島田組　代表取締役社長
	加藤成樹	加藤建設㈱　代表取締役
	日沖剛史	㈲毛野考古学研究所　代表取締役
監　事	山内伸治	㈱四門　取締役専務執行役員

8．令和２年３月31日現在の職員
職員数　２名（常勤２名、うち１名は出向者）

Ⅱ事業の概要

1．事業の実施状況

令和元年度の事業計画書に基づき以下の事業を実施いたしました。
1）総務委員会（橋本眞紀夫　総務委員長）
今期の埋蔵文化財調査士の資格認定試験を９月14日に実施し、行政経験者７名、埋蔵文化財調査士補からの受験者９

名が合格しました。埋蔵文化財調査士補の指定講習会を７月26～28日の３日間で全10講座を受講した後、８月31日に資格認定試験を実施し、受験者16名合格しました。

CPD委員会は、５月と11月に埋蔵文化財調査士・士補から申請されたCPDのポイント集計と認定作業を行いました。５月集計では78名（調査士56名、調査士補22名）から430件の申請がありました。11月集計では108名（調査士82名、調査士補26名）から327件の申請があり、CPDポイントの付与を行った。

また、資格取得後５年ごとの資格更新手続を行うため、資格更新条件となるCPDポイントの取得がスムーズに行われるようCPD管理システムの整備に取り組み、今期より稼働しております。

編集委員会は、考古学専門誌の埋蔵文化財に関する特集号に掲載する観光考古学の課題をテーマに企画し、行政の方を含め座談会を開催して編集を行った。

２）技術研修委員会（河合英夫　技術研修委員長）

今期の技術研修会では、武蔵野台地の旧石器時代研究および近世江戸遺跡研究の調査視点および方法論と題して、７月14日に日本橋社会教育会館（東京）で70名参加、ならびに遺跡調査における植物珪酸体分析の活用と課題および３Ｄ考古学と埋蔵文化財と題して、11月30日に福岡商工会議所（福岡）で27名参加による研修会を開催しました。

近年文化財の分野で広く活用されるようになってきた３Ｄ計測技術について、今後も他団体との協働を行いながら、資格者の調査力向上に努めてまいります。

また、会員会社の考古学の基礎的な技術や方法論に基づいた、調査から報告書の内容を含めて調査力の向上や質の確保を図るため、会員会社が作成した調査報告書を審査して優秀なものを顕彰する表彰制度を設けています。第7回優秀調査報告書審査会を開催し、２社を最優秀調査報告書、７社を優秀調査報告書に選定しました。５月10日の表彰式で受賞者に賞状を授与いたしました。

３）考古検定検討委員会（長谷川渉　考古検定検討委員長）

今期は新たな委員を加え問題の作成を行い、第11回考古検定を11月16～24日の検定期間で、入門・初級・中級・上級・最上級の５クラスで実施、受験者増には至りませんでした。今後も継続して受験、勉強を行えるよう今後も受験者からのアンケートや要望を精査し受験者の満足度の高い検定試験となるよう取り組んでおります。

また、今期は考古検定過去問題集第3版の発行に向けた委員会を開催し、10月に考古検定過去問題集３として発行しました。

４）事業委員会（安住修二　事業委員長）

今期は８月に文化庁・今里次長と面談、３月に萩生田文部科学大臣と面談を行い要望書の提出ならびに東京都教育庁へ要望書の提出を行った。

引き続き会員獲得のため民間調査組織への協会加入の案内を積極的に行い、今期１社の加入がありました。

今期は九州・中部地区連絡協議会に続き、10月に東京地区連絡協議会を立上げ、地区会員との意見交換を行った。

５）広報委員会（山口　寛　広報委員長）

今期は７月に令和元年度埋蔵文化財調査要覧の企画・編集を行い、８月に協会活動報告を掲載している会報誌「飛天」と会員会社の資格者による遺跡報告・研究ノート等を掲載している「紀要」第3号を合本して発行しました。

６）復興支援対策本部（武　賢治　復興支援対策本部長）

前期に引き続き震災の被災地の自立を目指す一助となるよう、官民連携し発掘調査の支援を通じて東日本大震災の復興に、さらに、何時でも何処でも起こりえる激甚災害ならびに国家プロジェクト等への支援活動に協力をしてまいります。

２．当期の重要な契約

なし

３．令和元年度会議等一覧

４月	５日	優秀調査報告書審査会（第三者委員会）
	12日	理事会
５月	10日	定時社員総会・理事会
	26日	ＣＰＤ委員会
	29日	考古検定検討委員会
７月	４日	試験管理委員会（第三者委員会）
	14日	技術研修会（東京都中央区）
	19日	常務理事会、九州・沖縄地区懇談会（熊本市）
	26～28日	埋蔵文化財調査士補・指定講習会
	27日	編集委員会（座談会）
８月	５～６日	考古検定検討委員会
	30日	事業委員会
	31日	埋蔵文化財調査士補　資格試験
９月	10日	考古検定検討委員会
	13日	常務理事会
９月	14日	埋蔵文化財調査士　資格試験
		試験管理委員会（合否判定会議／第三者委員会）
10月	18日	東京地区連絡協議会
	27日	考古検定検討委員会
11月	17日	ＣＰＤ委員会
	29日	常務理事会、中部・北陸地区懇談会
	30日	技術研修会（福岡市）
12月	６日	理事会
	13日	東京地区連絡協議会
	18日	考古検定委員会（第三者委員会）
２月	７日	常務理事会
３月	４日	文部科学大臣へ要望書提出
	18日	東京都教育庁へ要望書提出
	25日	理事会（書面）

以上

■平成 31 年度・令和元年度　理事会

第１回理事会　平成31年４月12日（金）

議題

1．平成30年度事業報告の件（報告事項）
2．平成30年度計算書類の件（承認事項）
3．2019年度事業計画書等報告の件（報告事項）
4．役員選任の件（承認事項）
5．新入会会員の件（承認事項）
6．委員会組織・人事の件（協議事項）
7．各委員会の活動報告（報告事項）
8．業務執行役員の報告（報告事項）

第２回理事会　令和元年５月10日（金）

議題

1．第10回定時社員総会の運営について
2．各委員会の活動について
　①総務委員会　④事業委員会
　②技術研修委員会　⑤考古検定検討委員会
　③広報委員会　⑥復興支援対策本部
3．地区懇談会について
4．事業認定変更届について
5．新役員紹介

第３回理事会　令和元年５月10日（金）

議題

1．理事長ならびに役付理事選任の件（承認事項)

第４回理事会　令和元年12月６日（金）

議題

1．各委員会の活動状況（報告事項）
2．業務執行役員による業務執行状況（報告事項）
3．2019 年度上期会計実績の件（報告事項）
4．2019 年度通期会計予測の件（報告事項）
5．熊本地震、首里城火災に伴う支援について（協議事項）
6．安全衛生対策マニュアル作成について（協議事項）
7．公益社団法人設立10周年記念事業について（協議事項）
8．中部・北陸地区会員懇談会について（報告事項）

第５回理事会　※書面

議題

1．令和２年度度事業計画書について（承認事項）
2．令和２年度収支予算について（承認事項）
3．令和２年度資金調達及び設備投資の見込みについて（承認事項）
4．令和２年度スケジュールについて（確認事項）

貸借対照表

令和２年３月 31 日 現在

（単位：円）

科　　目	当　年　度	前　年　度	増　　減
Ⅰ　資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	21,074,539	12,805,889	8,268,650
未収金	28,590	98,820,000	△ 98,791,410
たな卸資産	1,305,607	0	1,305,607
前払費用	451,440	443,232	8,208
立替金	21,960	0	21,960
流動資産合計	22,882,136	112,069,121	△ 89,186,985
2. 固定資産			
(1) その他固定資産			
建物	393,874	464,267	△ 70,393
保証金	410,832	410,832	0
ソフトウエア	2,705,544	3,695,040	△ 989,496
その他固定資産合計	3,510,250	4,570,139	△ 1,059,889
固定資産合計	3,510,250	4,570,139	△ 1,059,889
資産合計	26,392,386	116,639,260	△ 90,246,874
Ⅱ　負債の部			
1. 流動負債			
未払金	278,598	92,573,024	△ 92,294,426
未払費用	49,274	68,928	△ 19,654
未払消費税等	79,100	858,100	△ 779,000
預り金	1,000,000	33,768	966,232
流動負債合計	1,406,972	93,533,820	△ 92,126,848
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	1,406,972	93,533,820	△ 92,126,848
Ⅲ　正味財産の部			
1. 指定正味財産			
2. 一般正味財産	24,985,414	23,105,440	1,879,974
正味財産合計	24,985,414	23,105,440	1,879,974
負債及び正味財産合計	26,392,386	116,639,260	△ 90,246,874

■令和２年度事業計画書（令和２年４月１日～令和３年３月31日）

当協会は公益社団法人として認定を受けてから10周年を迎え、埋蔵文化財を中心とした民間調査組織の調査員の調査力をさらに高め、行政との良きパートナーとして積極的な協働を進めております。そのためには、会員各社ならびに調査員一人一人の「調査力」の更なる向上を目指し、常に最新の技術に触れ、より効率的に調査を進め、行政をはじめ事業者の要求に応えていくための総合的な技術研修会を重ねております。

当期の技術研修会は６期目を迎え、技術者が「調査現場で明日から使える技術」を身につけるため専門的かつ実践的な内容を中心に充実、拡充を図ってまいります。

また、当期も第８回優秀調査報告書選考会を行い、会員が作成した調査報告書を選考し優秀なものを顕彰する表彰を行い、会員の調査技術の向上や調査の質の確保、民間調査組織の信頼性、社会的地位の向上に引き続き取り組んでまいります。

当協会において資格認定された埋蔵文化財調査士、埋蔵文化財調査士補は民間調査組織の選定、調査担当技術者の要件で活用されるなど普及が進んでおり、資格制度の充実を引き続き図ってまいります。そのために埋蔵文化財調査士、埋蔵文化財調査士補で構成される調査士会を中心に技術的な交流と相互の技術力の向上をめざし、技術研修会の支援・協力、「紀要第４号」の制作協力を行ってまいります。

また、資格取得後５年ごとの資格更新を行っており、そのためには継続教育（CPD）が必須であり、自己管理できるようCPD管理システムの運用を行ってまいります。

さらに、継続教育の支援に向け、新たな技術研修の環境を整えてまいります。

平成31年４月から施行された「文化財保護法改訂」「観光ビジョン」に基づき、中期ビジョンを見直し、民間調査組織の技術力の向上、人材育成、技術開発等に取り組んでまいります。

また、地区連絡協議会でそれぞれの地方で抱えている問題点を整理し、地方公共団体に具体的な提言と要望活動を積極的に行い、より一層の行政との連携・協働を図ってまいります。

平成26年10月に文化庁より発表された「適正な埋蔵文化財行政を担う体制等の構築について」（報告）、また平成31年３月の文化庁「埋蔵文化財関係統計資料」でも、全国の埋蔵文化財専門職員の数は減少しており、次世代の担い手不足が深刻となっております。当協会は技術者の育成と担い手の確保として各大学との連携を行い、発掘現場での体験学習をはじめとしたインターンシップ制度を整備してまいります。

当期も、東日本大震災復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査委託業務を協会の公益事業として、被災地からの要望に引き続き協力をしてまいります。さらに、何時でも、何処でも起こりえる激甚災害ならびに国家プロジェクト等への支援活動に協力をしてまいります。

考古検定は、文化財が国民共有の財産として親しまれ、保存するとともに重要な観光資源として活用するために社会への知識の普及と啓蒙により一層取り組むこととします。

なお、当期は前期に引き続き資金調達及び設備投資は下記２の通り実施いたします。
以上のような方針のもとで当期は次の通り事業を実施します。

１．埋蔵文化財調査士・調査士補の資格認定試験を実施する。
２．埋蔵文化財調査士と埋蔵文化財調査士補の資格取得者を対象に継続教育を実施するためのCPD管理システムによる運用を行う。
３．第12回考古検定を実施する。（入門・初級・中級・上級・最上級クラス）
４．技術研修と資格講習など各種講習会を実施する。
５．埋蔵文化財発掘調査の質確保のための会員対象に第８回優秀調査報告書表彰を行う。
６．災害復旧復興のための埋蔵文化財発掘調査の支援を行う。
７．関係行政機関に民間調査組織利用にあたっての具体的提言を行う。
８．会報誌「飛天」・「紀要第４号」を発行する。
９．令和２年度埋蔵文化財調査要覧の企画・編集を行う。
10．考古学専門誌での埋蔵文化財に関する特集号の企画・編集を行う。
11．ホームページによる公益社団法人活動の広報を行う。

令和２年度　日本文化財保護協会　組織

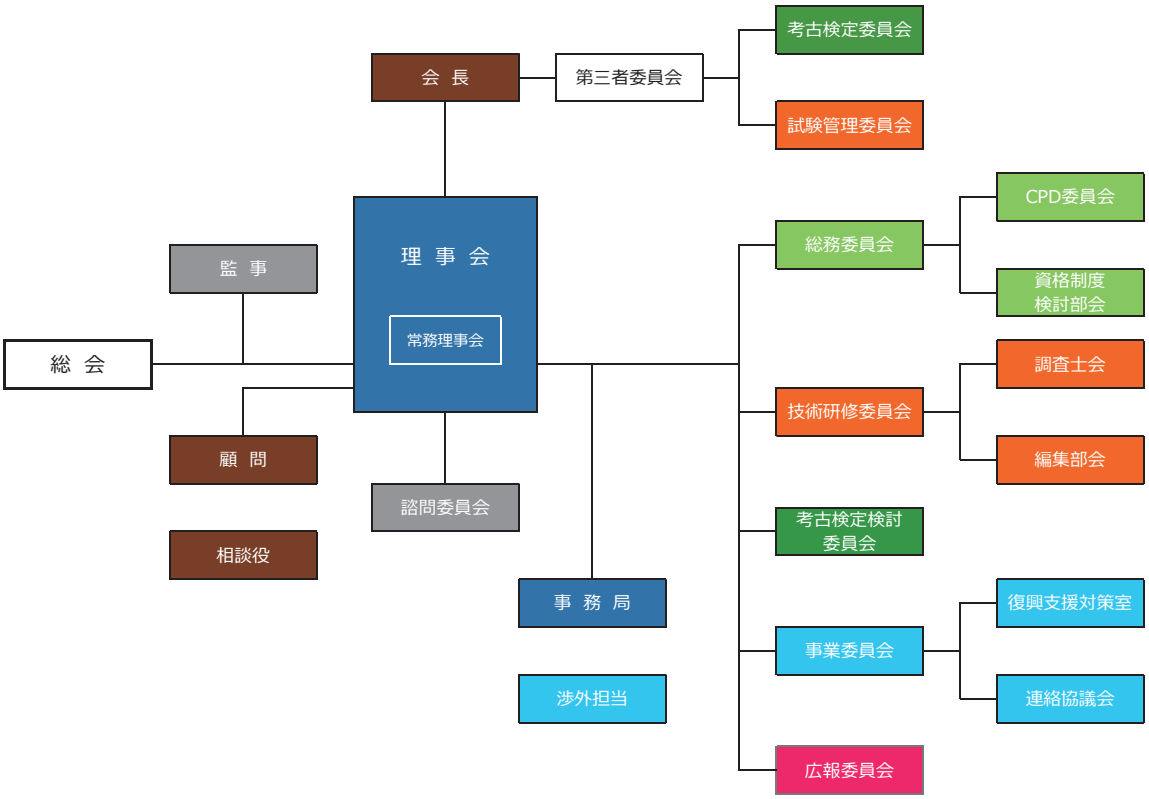

令和２年度　役員一覧（※は新任）

令和２年７月１日現在

役　　職	氏　　名	
会　　長	坂詰　秀一	立正大学 特別栄誉教授
理 事 長	長谷川　渉	株式会社 武蔵文化財研究所　代表取締役
副理事長 兼)常務理事	橋本 眞紀夫	パリノ・サーヴェイ株式会社　顧問
専務理事	西城　修	国際航業株式会社
常務理事	黒木　隆史	日本海航測株式会社　代表取締役社長
	河合　英夫	株式会社 玉川文化財研究所　専務取締役
	平井　貢	株式会社 シン技術コンサル　常務取締役
	山口　寛	ナカシャクリエイテブ株式会社　代表取締役社長
理　事	河野　一也	関東文化財振興会株式会社　埋蔵文化財調査部長
	森　允	株式会社 イビソク　代表取締役社長
	安部　清美	扇精光コンサルタンツ株式会社　代表取締役社長
	板野　伸彦	大成エンジニアリング株式会社　執行役員
	岩立　二郎	株式会社 島田組　代表取締役社長
	加藤　成樹	加藤建設株式会社　代表取締役
	日沖　剛史	有限会社 毛野考古学研究所　代表取締役
	濱出　正　※	株式会社 パスコ　執行役員東日本事業部長
監　事	山内　伸治	株式会社 四門　取締役専務執行役員

公益社団法人　日本文化財保護協会　社員名簿

令和２年７月１日現在

【北海道・東北地区】	
1	㈱ 一測設計
2	㈱ 三協技術
3	三航光測
4	㈱ トラスト技研
5	㈱ ホクミコンサル
6	みちのく文化財 ㈱
【関東地区】	
1	㈲ 吾妻考古学研究所
2	㈱ 安斉組
3	加藤建設 ㈱
4	㈱ カナコー
5	㈲ カワヒロ産業
6	関東文化財振興会 ㈱
7	技研コンサル ㈱
8	㈲ 毛野考古学研究所
9	建設ＮＲＴ ㈱
10	㈱ 古環境研究所
11	国際文化財 ㈱
12	㈱ 斉藤建設
13	㈱ 四門
14	㈱ シン技術コンサル
15	㈱ 測研
16	大成エンジニアリング ㈱
17	㈱ 玉川文化財研究所
18	㈱ 地域文化財研究所
19	テイケイトレード ㈱
20	㈱ 東京航業研究所
21	㈱ 東都文化財保存研究所
22	㈱ トリアド工房
23	㈱ 中野技術
24	野口建設 ㈱
25	㈱ パスコ
26	パリノ・サーヴェイ ㈱
27	㈱ パレオ・ラボ
28	合同会社 ヒサマツ
29	㈲ 勾玉工房Mogi
30	㈱ 武蔵文化財研究所
31	山下工業 ㈱
32	㈱ 横浜技術コンサルタント
33	㈱ 歴史の杜
【中部地区】	
1	㈱ アルカ
2	㈱ イビソク
3	ナカシャクリエイテブ ㈱
4	㈱ 二友組
5	㈱ 波多野組
6	㈱ ユニオン

【北陸地区】	
1	㈱ アーキジオ
2	㈱ エイ・テック
3	㈱ 大石組
4	小柳建設 ㈱
5	㈱ 上智
6	㈱ 新和測量設計事務所
7	㈱ 太陽測地社
8	日本海航測 ㈱
9	㈱ ノガミ
10	藤村クレスト ㈱
11	㈱ 古田組
12	㈱ 帆苅組
13	北陸航測 ㈱
14	㈱ 吉田建設
【関西地区】	
1	㈱ アート
2	㈱ アコード
3	安西工業 ㈱
4	㈱ 島田組
5	橋本技術 ㈱
6	(一社) 文化財科学研究センター
7	㈱ 文化財サービス
8	(一社) 歴史文化研究所
【中国・四国地区】	
1	㈱ 大地企画
【九州・沖縄地区】	
1	㈱ 有明測量開発社
2	扇精光コンサルタンツ ㈱
3	㈱ 九州文化財研究所
4	㈲ 九州文化財リサーチ
5	㈱ 古環境研究センター
6	㈱ 三基
7	新和技術コンサルタント ㈱
8	㈱ 大信技術開発
9	大福コンサルタント ㈱
10	㈱ タップ
11	㈲ ティガネー
12	㈱ 埋蔵文化財サポートシステム
13	八洲開発 ㈱
14	琉球文化財 ㈱
【賛助会員】	
1	㈱ 大林組
2	鹿島建設 ㈱
3	清水建設 ㈱
4	大成建設 ㈱
5	㈱ 竹中土木
6	飛島建設 ㈱

令和２年度　会報『飛天』

令和２年８月　発行

発　行　公益社団法人日本文化財保護協会
所在地　東京都中央区日本橋富沢町 10-13-301
電　話　03-6206-2190　HP　http://www.n-bunkazaihogo.jp/

発行者　長谷川　渉

編　集　広報委員会

印刷所　有限会社平電子印刷所
所在地　福島県いわき市平北白土字西ノ内 13
電　話　0246-23-9051

※本誌記載の文章・写真・図版類の無断転載はご遠慮ください。